



《熊本産業保健総合支援センターメールマガジン》

第208号(令和5年3月23日)



《コンテンツ》

◇産業保健研修会について

◇いろいろなお知らせ

1. 「令和4年度 大雨・台風及び大雪による災害被災者のための心と健康の相談ダイヤル」を設置しました
2. 地域産業保健センターのご案内

◇主な行政の動き

【厚生労働省】

1. 労働安全衛生関係法令の規定に基づき選任等が求められる者の選任要件等における高等学校卒業程度認定審査合格者の取扱いについて
2. 令和5年度フィットテスト測定機器等購入補助金
3. 「第14次労働災害防止計画」について労働政策審議会が答申
4. 「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(案)」について労働政策審議会から妥当との答申
5. 「労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令(案)」等について労働政策審議会から妥当との答申
6. 令和4年度「『見える』安全活動コンクール」の優良事例決定
7. 3月は「自殺対策強化月間」です
8. 令和5年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」
9. 規格不適合の墜落制止用器具について(注意喚起)
10. 一人親方リーフレットについて
11. 令和4年度職場における化学物質規制の理解促進のための意見交換会(東京・大阪開催)

【熊本労働局】

1. 雇用環境・均等関係の周知資料(3月分)掲載

【熊本障害者職業センター】

1. リワーク支援説明会のご案内

◇労災疾病等医学研究普及サイトのご案内

「生活習慣病」

◇コラム「春の訪れ」

◇編集後記

メールマガジンの発行について大変お待たせいたしました、お待ちしておられた皆さま、遅くなり申し訳ございません。

◇ _____
産業保健研修会について

令和4年度の産業保健研修会は終了いたしました。

令和5年度の計画は検討しておりますので、
改めてご案内いたします。

◇ _____
いろいろなお知らせ

1. 「令和4年度 大雨・台風及び大雪による災害被災者のための心と健康の相談ダイヤル」を設置しました

～山形県鶴岡市の土砂崩れにより被災された方からの
相談の受付も始めました～

「令和4年度 大雨・台風及び大雪による災害被災者のための心と健康の相談ダイヤル」

(令和4年7月22日(金)～)

- ・フリーダイヤル 0120-200-826
全国どこからでも、携帯電話やPHSからも無料で利用可能
- ・受付日時 平日(10時00分～17時00分/土日祝日を除く)
- ・対象者 対象となる災害に被災された方(事業者、労働者及びその家族等)

相談例：・人間関係の悩みなどでの強いストレスや不安について
・エコノミークラス症候群などの健康管理や感染対策などの健康不安に

ついて

https://www.johas.go.jp/Portals/0/sodan_freedaiyaru_0126.pdf

2. 地域産業保健センターのご案内
地域窓口(地域産業保健センター)は、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や労働者に対して、次の事業を原則として無料で提供しています。

※地域産業保健センターをご利用できない場合は、本社・支店等の産業医、お近くの医療機関、健診機関、当センターホームページに掲載している産業医の先生方にご相談し、ご協力が得られないかご確認ください。

- (1)労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談
- (2)健康診断の結果についての医師からの意見聴取
- (3)ストレスチェックに係る高ストレス者や長時間労働者に対する面接指導
- (4)個別訪問による産業保健指導の実施
- (5)その他 労働者の健康管理や産業保健に関するご相談を受け付けています。

<https://www.kumamotos.johas.go.jp/areamed.shtml>

- ・阿蘇地域産業保健センター
Tel 0967-34-1177 Fax 0967-34-1619
- ・有明地域産業保健センター
Tel 0968-72-3050 Fax 0968-82-8844
- ・天草地域産業保健センター
Tel 0969-25-1236 Fax 0969-24-4126
- ・菊池鹿本地域産業保健センター
Tel 0968-23-1210 Fax 0968-23-1211
- ・熊本地域産業保健センター

- Tel 096-366-6788 Fax 096-366-6788
- ・人吉球磨地域産業保健センター
Tel 0966-22-3059 Fax 0966-22-3059
 - ・八代水俣地域産業保健センター
Tel 0965-39-9531 Fax 0965-39-9532

◇
主な行政の動き

【厚生労働省】

1. 労働安全衛生関係法令の規定に基づき選任等が求められる者の選任要件等における高等学校卒業程度認定審査合格者の取扱いについて

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の規定に基づき選任等が求められる者について、当該選任要件等の一部に、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者であることを規定しているものがあります。また、当該規定では、学校教育法による高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者も同様に選任等の対象としています。先般、文部科学省は、学校教育法第90条第1項の規定に基づき、同条第2項の規定により大学に入学した者（いわゆる「大学への飛び入学者」）について、入学した大学での一定の単位修得等を要件として、高等学校において3年の課程を修了した者と同等以上の学力を有することを文部科学大臣が審査し、認定する制度（以下「高等学校卒業程度認定審査制度」といいます。）を創設し、令和4年4月1日から施行しています。

第1回の高等学校卒業程度認定審査制度の審査結果については、本年1月末頃に公表（合格者に合格証書を送付）される予定であり、当該制度の趣旨及び当該審査合格者（以下「高等学校卒業程度認定審査合格者」といいます。）に対する安全衛生関係の選任要件等の適用については、以下リンク先のとおりとなります。

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/74aaae1156ab2e8dda9577560c71322163ef477a.pdf>

2. 令和5年度フィットテスト測定機器等購入補助金
フィットテスト測定機器等購入補助金の概要

令和4年5月の省令改正において、特化則第36条の3の2第4項第2号等の規定により、フィットテストの実施が義務付けられ、令和5年4月1日から施行されます。

令和4年度に実施されていた、中小企業事業者等から受託する作業環境測定機器等への定期的フィットテスト測定機器の普及に加え、令和5年度からは中小企業事業者において簡便に使用できる定性的フィットテスト測定キットも補助対象とされました。

フィットテスト測定機器の購入費用の一部を補助（間接補助金）することにより、中小企業事業者等が改正特化則等で義務付けられたフィットテストを円滑に実施できるインフラ体制が整備できます。定量的フィットテスト測定機器の購入補助対象として作業環境測定機関及び特殊健康診断実施機関、定性的フィットテスト測定キットの購入補助対象として中小企業事業者にそれぞれ補助を行うことで、中小企業等の負担が少なく、効果的、効率的なフィットテストが可能となることから、本件補助事業を行うものです。

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20230224083214.html>

3. 「第14次労働災害防止計画」について労働政策審議会が答申
～厚生労働省は、2023年度からの中期5か年計画を策定します～
厚生労働大臣の諮問機関である労働政策審議会（会長：清家 篤
日本赤十字社社長、慶應義塾学事顧問）は、令和5年2月13日、
加藤 勝信 厚生労働大臣に対し、「第14次労働災害防止計画」に
ついて答申を行い、公表されました。

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20230228082453.html>

4. 「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（案）」について
労働政策審議会から妥当との答申
【省令改正案のポイント】
- 1 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の一部改正
作業主任者の選任に関し、作業の区分、資格及び名称について
掲げている別表第1に金属アーク溶接等作業主任者に係るものを
追加する。
 - 2 特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）の
一部改正
 - (1) 金属アーク溶接等作業については、金属アーク溶接等作業
主任者限定技能講習を修了した者のうちから、金属アーク
溶接等作業主任者を選任することができることとする。
 - (2) 金属アーク溶接等作業主任者の新設に伴い、当該作業主任
者の職務を新たに規定する。
 - (3) 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習に関する学科講
習の科目等は特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者
技能講習のものを準用する。
 - 3 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関
する省令（昭和47年労働省令第44号。以下「登録省令」という。）
の一部改正
登録省令で定める登録教習機関の区分に「金属アーク溶接等作
業主任者限定技能講習」を追加する。
 - 4 公布日等
公布日：令和5年3月下旬（予定）
施行日：令和6年1月1日（一部規定は公布の日）

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20230228083110.htm>

5. 「労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部
を改正する政令（案）」等について労働政策審議会から妥当との
答申

【政省令改正案のポイント】

- 1 政令案の概要
防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具について譲渡等
制限と型式検定の対象とするために、労働安全衛生法施行令
（昭和47年政令第318号）に必要な改正を行うとともに、国が行う
型式検定の料金を定めるため労働安全衛生法関係手数料令（昭
和47年政令第345号）について必要な改正を行う。
- 2 省令案の概要
譲渡等制限と型式検定の対象とする防毒機能を有する電動ファン
付き呼吸用保護具として、政令で規定するハロゲンガス用または
有機ガス用に加えて、アンモニア用や亜硫酸ガス用のものを規定
するなど必要な改正を行う。
- 3 公布日等
公布日：令和5年3月下旬（予定）
施行日：令和5年10月1日（一部規定は公布の日）

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20230228083539.html>

6. 令和4年度「『見える』安全活動コンクール」の優良事例決定
～1,042の応募事例から80事例を選出。優良事例に対し表彰状を授与～

厚生労働省では、このたび、令和4年度「『見える』安全活動コンクール」に応募のあった1,042事例から、優良事例として特に企業等の創意工夫が認められた安全衛生に関する80事例を決定しましたので、公表されました。

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20230228163416.html>

7. 3月は「自殺対策強化月間」

厚生労働省は、3月を「自殺対策強化月間」として、自殺防止に向けた集中的な啓発活動を実施しています。このたび、関係府省庁、自治体、関係団体における、令和4年度の取り組みをまとめ公表されました。

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20230301084006.htm>

8. 令和5年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」
～暑さ指数(WBGT)の把握、労働衛生教育の実施、発症時・緊急時の措置を徹底～

厚生労働省は、職場における熱中症※1予防対策を徹底するため、労働災害防止団体などと連携し、5月から9月まで、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20230307132136.html>

9. 規格不適合の墜落制止用器具について（注意喚起）
規格不適合の墜落制止用器具（安全帯）の使用中止と回収について
～皆さまの安全を守るため規格に適合した墜落制止用器具を使用してください～

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20230310113205.html>

10. 一人親方リーフレットについて

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課ではこの度、個人事業者に危険有害な作業を請け負わせる場合の義務等に関連する省令の改正に関するリーフレット（一人親方リーフレット）を作成されました。

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20230315105533.html>

11. 令和4年度職場における化学物質規制の理解促進のための意見交換会（東京・大阪開催）

令和4年度職場における化学物質規制の理解促進のための意見交換会（東京・大阪開催）の議事録が厚生労働省ホームページに掲載されました。

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20230316130126.html>

【熊本労働局】

1. 雇用環境・均等関係の周知資料（3月分）掲載
- ・2023年4月から、従業員が1000人を超える企業は男性労働者の育児休業取得率等の公表が必要です
 - ・女性の活躍に関する「情報公表」が変わります
 - ・春季年次有給休暇取得促進リーフレット
 - ・「配偶者手当」の在り方について

https://jsite.mhlw.go.jp/kumamoto-roudoukyoku/newpage_00452.html

【熊本障害者職業センター】

1. リワーク支援説明会のご案内
- 熊本障害者職業センターでは、うつ病などで休職している方のスムーズな復職に向けて、リワーク支援を行っています。
「職場からリワークを勧められたけど何をするか分からない」

「休職している社員にどのように勧めたらよいか分からない」という方に、リワーク支援の利用方法や支援の流れ、プログラムの内容等をご紹介します。

詳細・お申し込みは以下のリンクから。

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20220726134352.html>

◇ 労災疾病等医学研究普及サイトのご案内

「生活習慣病について」

勤労者のストレスが高血圧などの生活習慣病の悪化に影響すると言われていいます。労働者健康安全機構では、働く人の健康を支援するため4つのサブテーマについて研究を行っています。

サブテーマの1つである「孤独死の要因となる動脈硬化疾患の発症・再発に関する研究」では、平成29年度までに、大都市（神戸）と地方都市（八代市）における職業性ストレス関連冠動脈疾患を比較したところ、独居患者の占める割合が大都市において有意に高いと判ったことから、対象者を未婚者、単身者に広げて検討しています。

この研究の中間報告では、動脈硬化性疾患症例を単独世帯患者、複数世帯患者の2群に分け、性別、動脈硬化危険因子（高血圧、脂質レベル、HbA1C、喫煙歴）とSDS評価による抑うつ度に関して検討しています。

今回ご紹介した研究や、その他の研究については

「労災疾病等医学普及サイト」に掲載しておりますので是非ご覧ください。

<https://www.research.johas.go.jp/seikatsu2018/>

◇ コラム「春の訪れ」

春の訪れは、寒さが和らぎ、自然が目覚め、美しくなる季節です。

街中に色が増えてきて、華やかな雰囲気になってきます。

白やピンクの「梅」が咲き始めた頃から、私は「あ～、春がきたなあ」と感じるのですが、その後には、「レンギョウ」や「トサミズキ」の庭木の黄色い花が咲き始めます。

新芽の黄緑色もきれいな色ですが、茶色の枝から梅や桜のように、葉よりも花が先に咲く「レンギョウ」や「トサミズキ」は、大きな株になるので、咲いた時は黄色の固まりのようになり、とても綺麗です。枝から下がるように花をつける「トサミズキ」は、私が気に入り、実家の片隅に植えてもらいました。ちょうど今頃咲き始めていると思います。

とはいえ、やはり春の花といえば「桜」です。さらに街中を華やかにしてくれます。

色々な花が咲き始めるこの季節を、お出かけしながら楽しみたいと思います。

（※ 文中に出てきた花の姿は、ネットでご覧ください）

産保センター 職員

◇ 編集後記

皆さん、こんにちは。産業保健は、働く人々が健康で安全に働くことができるように支援する大切な分野です。私たち産業保健総合支援センターは、労働者の健康管理や職場環境の改善など、様々なサポートを提供しています。労働者の健康と安全が社会全体にとっても重要であることを忘れず、今後も支援を続けていきます。皆さんも、日々の労働において健康に気を配り、安全に働くための取り組みをしていただくと嬉しいです。ご愛読いただきありがとうございます。

